京都市交通局部長会に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成３１年３月２９日

京都市公営企業管理者

交通局長　山本　耕治

京都市交通局管理規程第２１号

京都市交通局部長会に関する規程等の一部を改正する規程

（京都市交通局部長会に関する規程の一部改正）

第１条　京都市交通局部長会に関する規程の一部を次のように改正する。

第２条中「，理事」を削る。

（京都市交通局次長等専決規程の一部改正）

第２条　京都市交通局次長等専決規程の一部を次のように改正する。

第１条中「，理事」を削る。

（京都市交通局職員の職及び職種に関する規程の一部改正）

第３条　京都市交通局職員の職及び職種に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第１中「次長
理事」を「次長」に改める。

（京都市交通局職員の標準的な職を定める規程の一部改正）

第４条　京都市交通局職員の標準的な職を定める規程の一部を次のように改正する。

本則の表１の項中「，理事」を削る。

附　則

この規程は，平成３１年４月１日から施行する。

（交通局企画総務部職員課）